

# -- 三軒協定 --

三軒からできる身近な景観づくりを始めませんか



市内の三軒協定認定地区

## 三軒協定とは…

隣り合った三軒以上の人たちが自主的に植栽や花壇づくり、イルミネーション、外壁塗装等、景観づくりを協力して行う制度です。市の認定を受けた地区には費用の一部を補助します。戸建て住宅だけでなく、共同住宅や商店等でも利用できます。

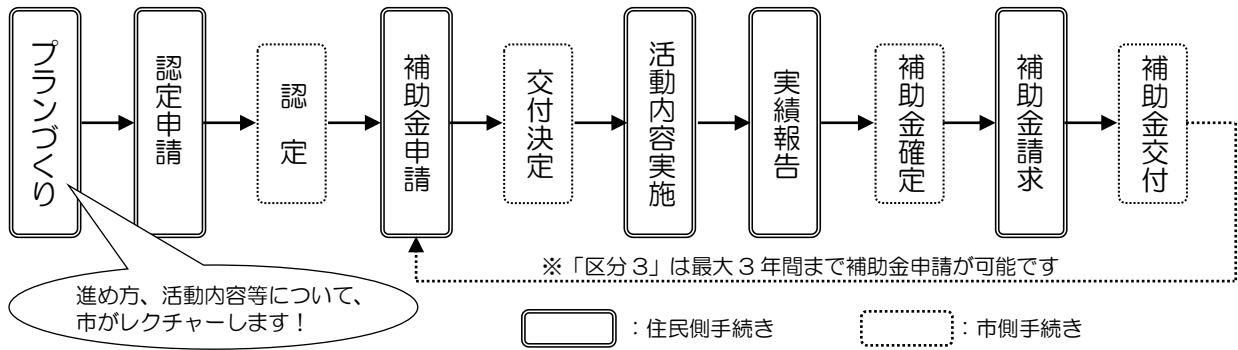
区分	補助対象経費	補助率	限度額
1	建築物の外壁塗装、修繕工事等に要する費用	1/2	50万円
2	門・塀・柵・花壇の築造、改造等に要する費用	1/2	30万円
3	花・苗木等の植栽、イルミネーション等の設置に要する費用	1/2	10万円

※・区分1は既存と同色への塗替え等の維持管理は対象外です。

・区分3は最大3年間まで利用可能。

・補助金の限度額は1協定あたりの金額です。

○進め方



○認定要件

- 景観に寄与すること
- 通り（道路）から見えるところの活動であること
- 3軒以上で協定を結ぶこと
- 連続する3軒以上のまとまりを形成している区域を対象としていること
- 協定の適正な実施運営が期待できるものであること
- 公益上の支障がないこと

○景観づくりの事例

- 季節に合わせたガーデニング（区分3）



- イベント等に合わせた装飾やイルミネーション（区分3）



- その他

- 三軒の色彩の調和を図り、外壁塗装を実施。（区分1）
- 周辺景観と防犯性を考慮し、生垣を木調格子柵に変更。（区分2）



ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください！！

【お問い合わせ先】  
 戸田市 都市整備部 都市計画課 都市景観担当  
 TEL：048-441-1800(代) (内線 320)

